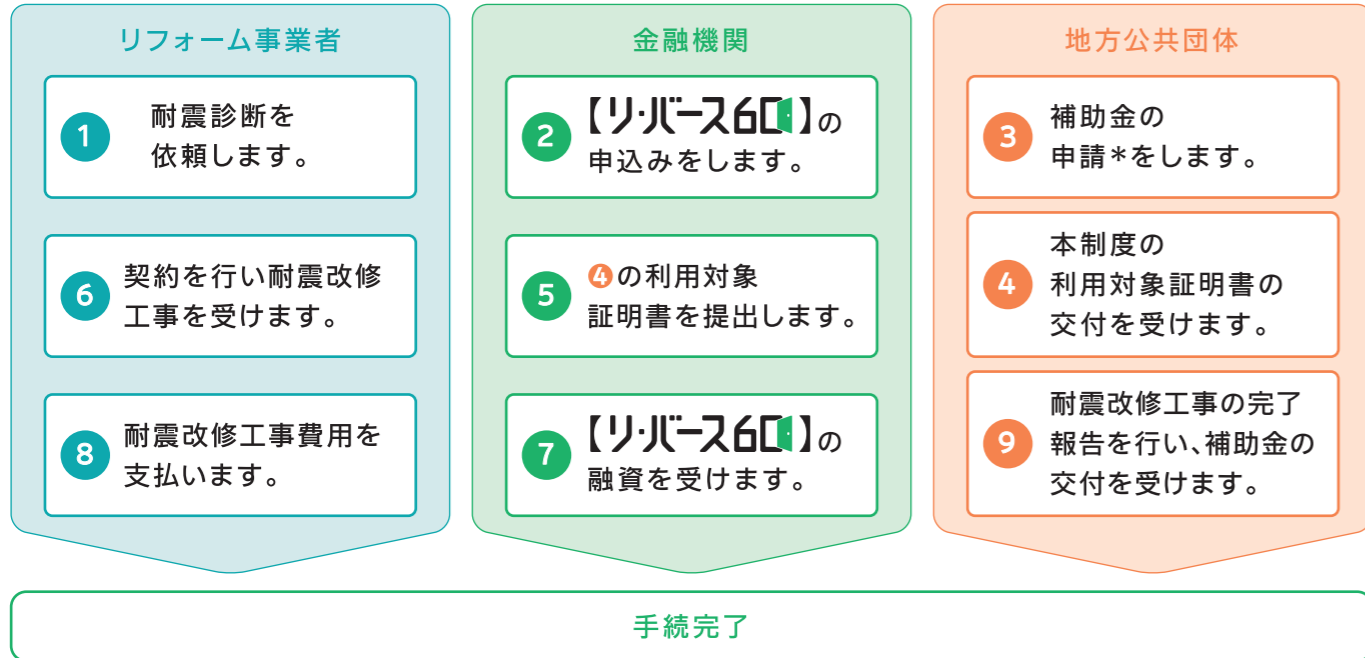
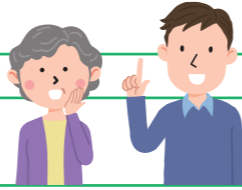


一般的な手続の流れ

お客さまの手続 数字①から⑨までは手続を行う順番です。



*地方公共団体の予算によっては、補助金の受付枠に限りがある場合があります。補助金の詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。

制度概要

- 元金の返済方法
元金は、ご契約者さま(連帯債務でお申込みの場合は、連帯債務者さまを含む全員)がお亡くなりになったときに、担保物件の売却によりご返済いただくか、相続人の方から一括してご返済いただけます。
- 融資額上限
担保評価額(住宅および土地)の50%または60%です。融資額が1,000万円以下の融資について、利子補給を行います。担保評価額によっては、自己資金が必要になる場合があります。
- 利子補給方法
原則として、70歳からお客さまのご負担が発生しないよう、住宅金融支援機構が金融機関に対して利息の全額または一部を支払います。
- 元金の返済方法
元金は、ご契約者さま(連帯債務でお申込みの場合は、連帯債務者さまを含む全員)がお亡くなりになったときに、担保物件の売却によりご返済いただくか、相続人の方から一括してご返済いただけます。
- 融資額上限
担保評価額(住宅および土地)の50%または60%です。融資額が1,000万円以下の融資について、利子補給を行います。担保評価額によっては、自己資金が必要になる場合があります。
- 利子補給方法
原則として、70歳からお客さまのご負担が発生しないよう、住宅金融支援機構が金融機関に対して利息の全額または一部を支払います。
- 利子補給対象
【リバース60】耐震改修利子補給制度を取り扱う金融機関に申込みを行い、地方公共団体から本制度の利用対象証明書の交付を受けたお客さまに対する耐震リフォーム融資が対象となります。
- 利子補給金利上限
利子補給の対象となるお借入金利には、上限があります。(令和8年度に利用する場合は年3.76%)
- 注意事項
・本制度を利用する場合は、地方公共団体から受けられる耐震改修補助金が減額されます。
・お客さまの契約違反が発生した場合は、途中で利子補給を打ち切ることや利子補給金の返還を求められることがあります。
- 利子補給期間
ご契約者さまがお亡くなりになるときまで(融資最終前に繰上返済などにより完済した場合は完済時まで)。

お問い合わせ先

ご相談・お申込みについて

【リバース60】耐震改修利子補給制度を取り扱う金融機関



金利・利用条件などの商品内容は、金融機関ごとに異なりますので、取扱金融機関にお問い合わせください。

【リバース60】の概要について

【リバース60】ダイヤル

0120-9572-60 (通話無料)

営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始は休業)

ご利用いただけない場合(海外からの国際電話など)は次の番号におかけください。
048-615-0405(通話料金がかかります。)

みんなの文字®

この制作物は、みんなの文字を使用しています。みんなの文字は、一般社団法人UCDAが「読みやすさ」を認証した書体です。

【リバース60】耐震改修利子補給制度



【リバース60】耐震改修利子補給制度ご利用に当たってのチェックポイント

- ① 申込時年齢が70歳以上*1です。
 - ② 自宅の耐震改修工事を行います。
 - ③ 地方公共団体に補助金申請を行います。
- 一般的な手続の流れは裏面 >

①から③までの全てにチェックが入る方は…
ご存命中*2は【リバース60】の利息の支払はなし*3

支払は0円/月*1

本来の利息支払分

全額利子補給

*1 ①について70歳未満でお申込みをされる場合

借入申込時に70歳未満の方については、一部利息のお支払が発生します。利子補給のパターンは次の2とおりです。取扱金融機関によって、ご利用いただける利子補給のパターンが異なります。

パターン①

60歳から融資最終期まで、利息のお支払が発生します。利子補給のパターンは次の2とおりです。取扱金融機関によって、ご利用いただける利子補給のパターンが異なります。

パターン②

60歳から69歳まで、利息支払分を利用者が全額負担(毎月利息をお支払)。70歳となった時から全額利子補給(利用者の利息の支払はなし)

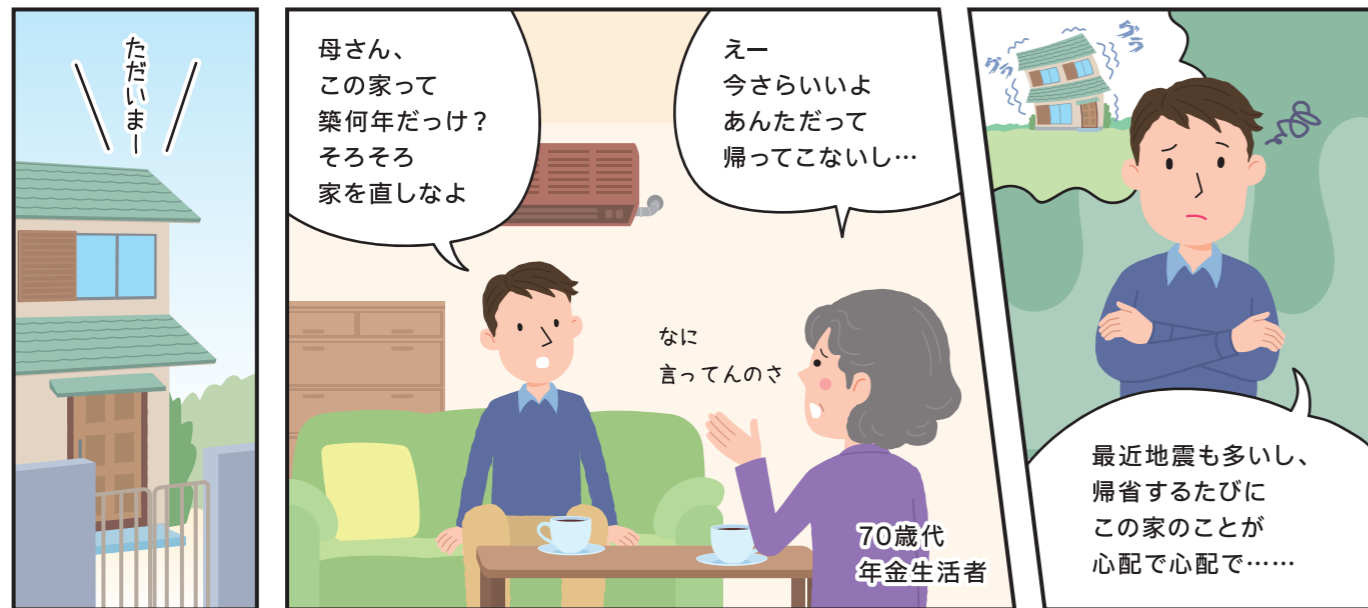
*2 ご契約者さま(連帯債務でお申込みの場合は、連帯債務者さまを含む全員)がお亡くなりになるときまで。

*3 取扱金融機関からお借入金利が、利子補給金利上限(裏面)を上回る場合は、当該超過する利息分のお支払が必要となります。お借入金利は金融機関によって異なります。



第三者認証

152601006(1)

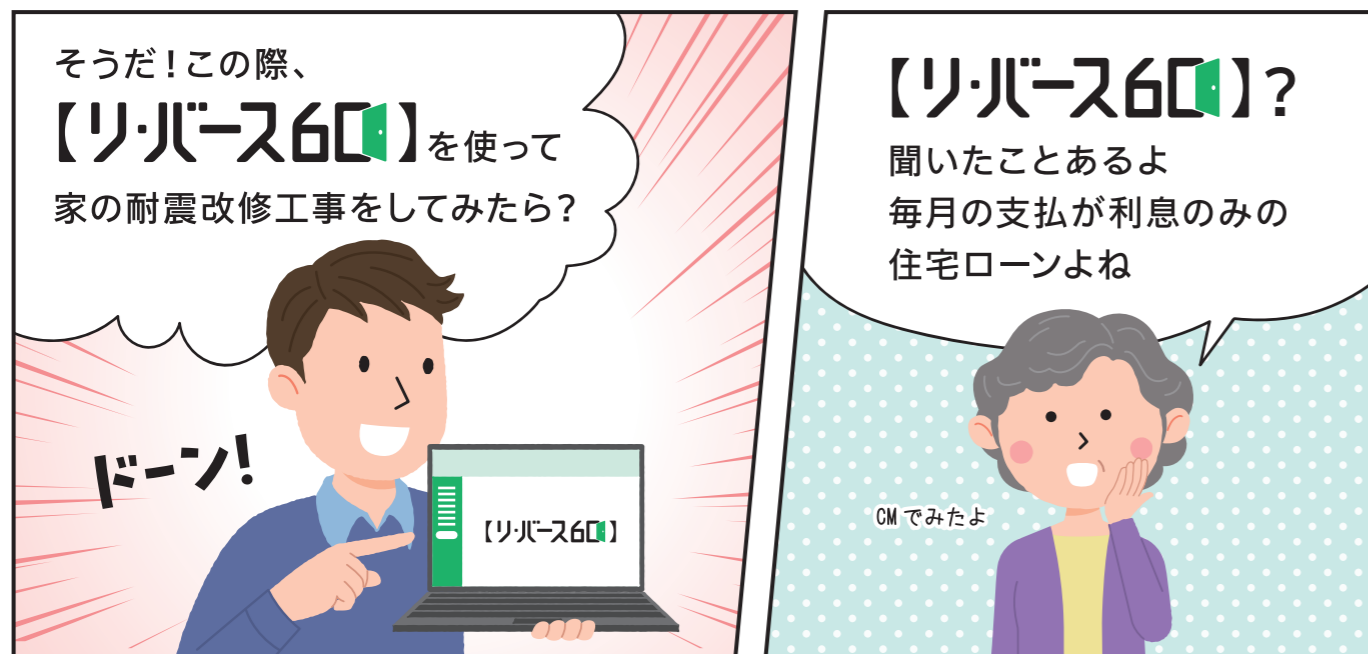


融資額1,000万円までなら、耐震改修工事と併せてほかのリフォームも対象になるんだって!

この際、直したいところを一気にリフォームしちゃうなら?

融資額1,000万円と比較すると...※3
通常の【リ・バース60】 毎月支払額(利息) 約2.1万円(金利が年2.5%)
▼
【リ・バース60】 耐震改修利子補給制度を利用 毎月支払額(利息) 0円

※3 (資金計画) リフォーム費1,000万円 自己資金0円 融資希望額1,000万円 (試算条件) 担保評価額2,000万円 担保評価額(住宅および土地)の50%を融資額の上限とした場合、変動金利年2.5%



耐震改修利子補給制度を使って毎月の支払が0円なら、リフォームする気がわいてくるわね!

耐震改修工事 + その他のリフォーム

取り扱いはある金融機関を調べてくれる? OK!

数か月後...

■災害対策のために擁壁(ようへき)を強化したい
■バリアフリーにして車イスでも移動ができるようにしたい
■雨対策のために給排水を直したい

その他こんなリフォームにも!

【リ・バース60】と地方公共団体の補助金を組み合わせた「耐震改修利子補給制度」というのがあるみたい

毎月の支払が0円で耐震改修工事ができるかもしれないんだって

チラシにこの地域が対象って載ってるよ

1 毎月支払利息分額
2 元金※1
3 返済期間
この部分に利子補給が行われます。
融資終期=死亡時

【リ・バース60】で毎月支払う利息部分に利子補給が行われるから、支払が0円になるのね※2

なるほど!

※1 元金は、ご契約者さま(連帯債務でお申込みの場合は、連帯債務者を含む全員)がお亡くなりになったときに、担保物件の売却によりご返済いただくか、相続人の方から一括してご返済いただきます。ノンリコース型で担保物件の売却による返済をした場合、相続人の方の返済負担はありません。

※2 借入申込時に70歳未満の方については、一部お支払が発生します。

